

令和 7 年度能代市騒音・振動調査（抜粋）

○指定地域の騒音調査

調査地点：秋田県能代市向能代字上野地内 向能代小跡地公園

調査実施日：令和 7 年 11 月 6 日 14:00 ～ 令和 7 年 11 月 7 日 14:00

環境基準について

一般環境の環境基準値は、以下に示すとおりである。

本調査地点である秋田県能代市向能代字上野地内（向能代小跡地公園）の地域指定は第二種住居地域であり、地域の類型はB類型である。B類型とは、主として住居の用に供される地域である。

（平成 10.9.30 環境庁告示第 64 号） 評価値：LAeq

地域の類型	基 準 値 [dB(A)]	
	昼 間	夜 間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

騒音測定結果について

測定結果の騒音レベルは、以下に示すとおりである。

本調査地点である秋田県能代市向能代字上野地内（向能代小跡地公園）の等価騒音レベルは、昼間が基準値（55[dB(A)]）に対して 50[dB(A)]、夜間が基準値（45[dB(A)]）に対して 45[dB(A)]と、いずれも環境基準値を下回った。

騒音レベル

基準 時間帯 平均値	時 間 区 分	LAeq	時間率騒音レベル[dB(A)]					Lmax
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	
	昼間（16 時間帯）6:00～ 22:00	50	51	50	47	44	43	70
	夜間（8 時間帯）22:00～ 6:00	45	49	48	43	40	39	63

○自動車交通騒音測定調査

調査地点

調査地点は、以下に示す 5 評価区間及び 5 騒音測定場所である。

調査地点

一連 番号	評価 区間 番号				路線名	R3 センサ 番号	区間 延長 (km)
		測定場所	評価区間				
			起 点	終 点			
1	41780-1	秋田県能代市 扇田字扇渕 10-2	秋田県能代市 鰺渕字古屋布	秋田県能代市 朴瀬字築法師	能代二ツ井 線	41780	2.5
2	41760-1	秋田県能代市落 合字中大野台 100-23	秋田県能代市 朴瀬字築法師	秋田県能代市 常磐字上本郷	常磐峰浜線	41760	6.0
3	60380-1	秋田県能代市 向能代字上野越 83	秋田県能代市 向能代字上野 越	秋田県能代市 落合字上谷地	石川向能代 線	60380	0.6
4	60390-1	秋田県能代市 落合上谷地 47-6	秋田県能代市 落合字上谷地	秋田県能代市 落合字砂田	石川向能代 線	60390	1.3
5	60780-1	秋田県能代市松 原 1	秋田県能代市 朴瀬字築法師	秋田県能代市 向能代字上野 越	富根能代線	60780	3.8

調査実施日

調査実施日は、以下に示すとおりである。

一連 番号	測定場所	調査実施日
1	秋田県能代市扇田字扇渕 10-2	令和 7 年 11 月 6 日 14:00 ～ 令和 7 年 11 月 7 日 14:00
2	秋田県能代市落合字中大野台 100-23	
3	秋田県能代市向能代字上野越 83	
4	秋田県能代市落合上谷地 47-6	
5	秋田県能代市松原 1	

環境基準値について

道路に面する地域の環境基準値は、以下に示すとおりである。

(平成 10.9.30 環境庁告示第 64 号) 評価値：LAeq

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60[dB]以下	55[dB]以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65[dB]以下	60[dB]以下
※この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
昼 間	70[dB]以下	夜 間 65[dB]以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定している。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

騒音測定結果について

測定結果の騒音レベルは表 3-11、交通量は表 3-12 に示すとおりである。なお、本調査における交通量測定については、昼間と夜間の基準時間帯において各 2 観測時間からの計算により 12 時間交通量をもとめたものであり、騒音測定結果を補完するための観測項目としての参考値である。

本年度の道路近傍における等価騒音レベル測定結果は、すべての測定地点で「幹線交通を担う道路に近接する区域」に係る昼間の基準値（70[dB(A)]）、夜間の基準値（65 [dB(A)]）を下回り、基準値内であった。

騒音レベル

一連番号	測定場所	路線名	道路近傍騒音			背後地騒音		
			車道からの距離	等価騒音レベル		車道からの距離	等価騒音レベル	
				昼間	夜間		昼間	夜間
			m	dB(A)	dB(A)	m	dB(A)	dB(A)
1	秋田県能代市 扇田字扇渕 10-2	能代 二ツ井線	1.9	69	58	41.9	55	46
2	秋田県能代市落合 字中大野台 100-23	常磐 峰浜線	4.3	66	54	11.7	58	43
3	秋田県能代市 向能代字上野越 83	石川 向能代線	4.9	66	55	46.0	53	47
4	秋田県能代市 落合上谷地 47-6	石川 向能代線	3.5	65	54	63.1	51	46
5	秋田県能代市松原 1	富根 能代線	12.4	60	50	31.0	55	45

交通量

一連 番号	測定場所	路線名	12 時間交通量（昼間）				12 時間交通量（夜間）			
			センサ (2021)	2 観測時間からの 計算による(参考値)			センサ (2021)	2 観測時間からの 計算による(参考値)		
			大型・ 小型	大型・ 小型	大型 混入 率	平均 速度	大型・ 小型	大型・ 小型	大型 混入 率	平均 速度
			台	台	%	km/ h	台	台	%	km/ h
1	秋田県能代市 扇田字扇渕 10-2	能代 二ツ井 線	3,840	9,144	16.1	52.3	845	828	13.0	63.0
2	秋田県能代市落合 字中大野台 100-23	常磐 峰浜線	3,840	4,284	10.1	64.1	845	180	0.0	36.6
3	秋田県能代市 向能代字上野越 83	石川 向能代 線	5,059	8,604	6.7	47.5	1,164	720	0.0	51.6
4	秋田県能代市 落合上谷地 47-6	石川 向能代 線	5,059	10,764	3.7	47.5	1,164	576	0.0	76.6
5	秋田県能代市松原 1	富根 能代線	3,758	6,480	7.8	63.8	827	432	0.0	62.4

面的評価結果について

評価結果の環境基準達成率は、以下に示すとおりである。

本年度の環境基準の達成率は、能代市全体で 100.0[%]（昼夜とも基準値以下）であった。

環境基準達成率

一連番号	測定場所	路線名	昼夜とも基準値以下（環境基準達成率）		
			全体 [%] (基準値以下戸数/ 対象体戸数)	近接空間 [%] (基準値以下戸数/ 対象体戸数)	非近接空間 [%] (基準値以下戸数/ 対象体戸数)
1	秋田県能代市 扇田字扇渕 10-2	能代 二ツ井 線	100.0 (13/13)	100.0 (5/5)	100.0 (8/8)
2	秋田県能代市落合 字中大野台 100-23	常磐 峰浜線	100.0 (14/14)	100.0 (5/5)	100.0 (9/9)
3	秋田県能代市 向能代字上野越 83	石川 向能代 線	100.0 (35/35)	100.0 (18/18)	100.0 (17/17)
4	秋田県能代市 落合上谷地 47-6	石川 向能代 線	100.0 (108/108)	100.0 (45/45)	100.0 (63/63)
5	秋田県能代市松原 1	富根 能代線	100.0 (64/64)	100.0 (19/19)	100.0 (45/45)
能代市全体％ (基準値以下戸数/対象体戸数)			100.0 (234/234)	100.0 (92/92)	100.0 (142/142)

評価区間の交差部において重複処理を行っている。

○指定地域の振動調査

調査地点：秋田県能代市向能代字上野越 83（向能代地域センター）

調査実施日：令和 7 年 11 月 6 日 14:00 ～ 令和 7 年 11 月 7 日 14:00

基準について

振動規制法による基準値は、以下に示すとおりである。

本調査地点である秋田県能代市向能代字上野越 83（向能代地域センター）の地域指定は第二種住居地域であるため、区域の区分は第一種区域と比較した。第一種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されており、静穏の保持を必要とする区域である。

振動規制法による特定工場等において発生する振動についての規制基準

（昭和 51.11.10 環告 90,平成 5 年環告 91）評価値：L 10

時間の区分 区域の区分	昼 間 8:00 ～ 19:00	夜 間 19:00 ～ 8:00
第一種区域	60[dB]以下	55[dB]以下
第二種区域	65[dB]以下	60[dB]以下

第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要がある場合には、第一種、第二種区域をそれぞれ二区分することができる。

（1）第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

（2）第二種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

ただし、上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム（学校教育法、児童福祉法等関係法規で定められているもの）の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、都道府県知事等が規制基準として定める値（以下当該値）から 5 dB を減じた値以上とすることができる。

振動測定結果について

測定結果の振動レベルは、以下に示すとおりである。

本調査地点である秋田県能代市向能代字上野越 83（向能代地域センター）の振動レベル（L10）は、昼間が 34[dB]、夜間が 30 [dB]未満と、いずれも基準値を下回った。

振動レベル

基準 時間帯 平均値	時 間 区 分	時間率振動レベル [dB]					Lmax
		L5	L10	L50	L90	L95	
	昼間（11 時間帯） 8:00～19:00	36	34	<30	<30	<30	50
	夜間（13 時間帯） 19:00～8:00	<30	<30	<30	<30	<30	49